

知的財産戦略本部の運営について（案）

〔平成22年3月30日〕
知的財産戦略本部長決定

知的財産戦略本部令（平成15年政令第45号）第4条の規定に基づき、知的財産戦略本部（以下「本部」という。）の運営について以下のとおり決定する。

1. 議事の公開について

本部会合は非公開とし、議事録は、原則として、本部会合終了後速やかに発言者名を付して公開する。

2. 配布資料の公開について

本部会合で配布された資料は、原則として、本部会合終了後速やかに公開する。

附則 平成15年3月19日付け知的財産戦略本部長決定「知的財産戦略本部の運営について」を廃止する。